

## 第18回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成24年3月22日(木) 午前10時00分～午後0時00分			
開催場所	新潟市役所本庁舎 6階 議会第1委員会室			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	大熊 孝	出		
会長職務代行	西村 伸也	出		
	山中 知彦	出		
	黒野 弘靖	出		
	高松 智子	出		
	安田 文子	出		議事録署名
	長谷川 均		欠	
	高橋 昌子	出		
	中村 脩	出		
	佐川 清士	出		
	石塚 保	出		議事録署名
	長澤 千夏	出		
	小田 等	出		
	山本 恵子		欠	
	加藤 紘一	出		
	川崎 弘	出		
	遠藤 修司	出		
	西山 鶴生		欠	
	佐藤 学		欠	
	星野 正三	出		

(鈴木住環境政策課長補佐)

定刻より少し早いようでございますけれども、皆さん、お集まりになりましたので、ただいまから、第18回新潟市景観審議会をはじめさせていただきます。

本日は、年度末のお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を進めさせていただきます、住環境政策課課長補佐の鈴木と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

会議は、お手元に配付させていただきました次第のとおり進めさせていただきます。

会議に先立ちまして、建築部長の関尚久よりごあいさつを申し上げます。

(関建築部長)

おはようございます。本日は、年度末のお忙しい中、新潟市景観審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

さて、前回、平成23年の2月に第17回の景観審議会を開催いたしましたから、1年が経過いたしました。この間、約1,700に及ぶ景観法に基づく届出や屋外広告物の事前協議、そして、屋外広告物の許可を行いました。これらの事前協議や助言指導、審査、周知活動など、多方面にわたりまして、国、県をはじめ、関係者団体、景観アドバイザーの皆様から多大なるご指導、ご協力をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

今回は、前回の審議会の意見も踏まえまして、新潟市の景観形成に深く関わっていただいております新潟市景観アドバイザーの皆様から、ご報告いただくこととしております。また、事務局からも、この1年間の取組や動きにつきまして、ご報告させていただきます。委員の皆様からは、今後の方向性や取組につきまして、示唆に富みますご意見をいただき、実り多き会議となることを祈念いたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

(鈴木住環境政策課長補佐)

ありがとうございました。

なお、関部長は他の会議に出席のため、ここで退席させていただきます。

次に、3名の委員の交代がございましたので、事務局から新たな委員の皆様をご紹介します。

新潟県新潟地域振興局地域整備部長の星野正三様でございます。

(星野委員)

星野です。私の主な仕事の受持は、中ノ口川とか、鳥屋野潟、福島潟等を担当しております。よろしくお願いいたします。

(鈴木住間政策課長補佐)

ありがとうございました。

なお、新潟市ホテル旅館業連絡協議会会長の西山鶴生様と、国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官の佐藤学様におかれましては、本日はご欠席ということでございますので、

ご報告いたします。

次に、会議に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、まず、A4一枚紙の次第。続きまして、本会議の座席表。3枚目、第11期新潟市景観審議会委員名簿。ここまでは一枚紙でございます。続きまして、カラーコピーの資料でございますが、(1)「前回審議会における意見・提案に関する取組みの報告」。これが一枚紙で両面印刷されたものでございます。それから、(2)「景観アドバイザーからの報告」A4左とじで5枚つづりのものでございます。(3)「その他、事務局からの報告」ということで、同じくカラー刷りA4左とじで2枚つづりのものでございます。以上、6点でございます。過不足等あれば、お知らせください。よろしいでしょうか。

次に、会議の進め方等についてご説明させていただきます。本会議は、議事録作成のため録音しております。ご発言の際には、必ずマイクをご使用いただきますよう、お願いいたします。発言前にお名前をおっしゃっていただきまして、お手元のマイクのボタンを押して、マイクに赤いランプが点灯したことを確認されたうえ、ご発言をお願いいたします。なお、発言が終わりましたら、再度、ボタンを押していただきまして、赤いランプが消えたことを確認していただきたいと思っております。なお、本会議は公開することとなっておりますので、作成した議事録はホームページなどに掲載することとしております。あらかじめ、ご了承をお願いいたします。マイクの使用方法ですが、発言の際に、マイクをご自分の方に向けて、ボタンを押してください。

それでは、これからの議事の進行を会長のほうにお願いいたしますので、よろしくご願

いいたします。

(大熊会長)

おはようございます。今日は、お集まりいただき、大変ありがとうございます。久しぶりの会議でございますが、もう少し頻度を高く開けたらとは思っておりますけれども、よろしく、今日のご審議をお願い申し上げます。

今日、ご欠席の方は、先ほどお話のあった西山さんと佐藤さんのほかに長谷川さん、山本さんの4人の欠席ということで20名中16名の出席でございます。ということで、会議は成立しているということで、よろしくご願

いいたします。

今日、傍聴はいらっしゃらないのですか。珍しいですね。今日は、傍聴がないということで、少し残念です。

それから、今日は議事(2)の新潟市景観アドバイザーからの報告ということで、景観アドバイザーの方に出席をお願いしてあります。事務局から、景観アドバイザーの方のご紹介をお願いいたします。

(事務局)

では、事務局より景観アドバイザーをご紹介します。恐れ入りますが、アドバイザーの先生方、ご起立いただきよろしいですか。まず、景観審議会委員で、景観アドバイザー会議の座長をしていただいております、西村伸也先生です。

(西村景観アドバイザー)

西村です。よろしくお願いします。

(事務局)

アドバイザーの先生方は、各担当がございますが、向かって左側奥のほうからご紹介させていただきますと思います。建築の意匠担当の杉崎善次先生です。

(杉崎景観アドバイザー)

杉崎です。よろしくお願いします。

(事務局)

続きまして、色彩・デザイン担当の橋本学先生です。

(橋本景観アドバイザー)

橋本です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、造園緑地計画担当の野俣剛直先生です。

(野俣景観アドバイザー)

野俣です。よろしくお願いします。

(事務局)

続きまして、広告物担当の畠中英勇先生です。

(畠中景観アドバイザー)

畠中です。よろしくお願いします。

(事務局)

先生方、どうもありがとうございました。ご着席ください。以上で、ご紹介を終わります。

(大熊会長)

ありがとうございました。それでは、会議に入りたいと思います。最初に、先ほども少し話がありましたが、議事録署名委員を決めさせていただきます。特に決まりはないのですけれども、女性の方から1人ということで安田さん、お願いいたします。それから、公募の方からということで石塚さん、すみませんがお願いいたします。

それでは、早速、議事(1) 前回審議会における意見・提案に関する取組みの報告ということで、事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

事務局より、前回審議会における意見・提案に関する取組の報告について、ご説明させていただきます。前回、平成23年2月に開催いたしました、第17回景観審議会におきまして、景観行政と屋外広告物行政について、ご意見やご提案をいただきました。それらにつきまして、本日までのこの1年間に実施いたしました取組をご報告させていただきます。

お手元の資料とスライドでご用意させていただきました内容が、取組についてまとめさせていただいたものでございます。画面の左側が、前回いただいた意見や提言。右側が取組結果となっております。一番上を例としてご紹介させていただきますが、地域ごとの身近な景観づくりを取り上げる施策の実施を提言いただきました。これにおきましては、地域の景観形成活動を支援する景観形成推進組織の支援制度と、具体的な景観形成のための改修工事に助成を行うなじらね協定推進助成制度を地域の方々にご紹介し、地域の景観づくり初動期から具体の整備までの支援をさせていただいております。これにつきましては、後ほど、詳しくご説明をさせていただきます。

この表の右側の欄の黒丸でございますが、これにつきましては、平成23年度に取り組んだ事項でございます。黒い三角でございますが、こちらにつきましては、具体的な取組までは至らなかった事項でございます。引き続き、未実施の項目につきましては、検討や実施のほか、現在、取り組んでいる項目についても、さらに発展、拡大させる工夫を行ってまいります。そして、四角でございますが、景観アドバイザー会議を景観審議会が支えていただきたいといった意見をいただきました。これに基づきまして、今回のアドバイザーの報告をさせていただきます。そしてもう一つの四角ですが、景観に調和する屋外広告物への誘導をすべきというご意見をいただきましたが、こちらについては、次回以降、取り上げさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

(大熊会長)

ありがとうございます。ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。何でもよろしいのですけれども。最初にだれか質問していただけると、その後、話しやすくなるのですけれども。1年前のことで、なかなか思い出さないかもしれませんけれども。後で説明すると言ったなじらね協定ですが、ご説明があるというのはその他くらいですか。

(事務局)

その他のところでご紹介させていただきます。

(加藤委員)

二つ目の意見のところ、取組み例ということで、広告主となる事業者団体に適正化に向けて申し入れを県・市で実施したと。どういう団体に申し入れたのか、その辺をお聞かせ願えますか。

(事務局)

広告の掲出の多い県医師会、歯科医師会など、たしか20団体程度だったと思います。県

からお声がけをいただきまして、県の説明に併せて市の広告物条例の説明をさせていただいております。

(加藤委員)

違反の多い団体へということでしょうか。

(事務局)

団体のピックアップについては、県が行っています。県からは、広告物の掲出が多い団体ということで聞いております。

(大熊会長)

そのほか、いかがでしょうか。

(山中委員)

裏面の三角が三つ並んでいる中の上段の三角の市民向けの啓発、あるいは下の三角の景観賞に替わる市民向け啓発事業とは、どういったことを検討されているのでしょうか。

(事務局)

事務局よりお答えいたします。いずれも市民向けというキーワードでリンクしているお話でございます。今年度、具体的な取組まで至らなかったのですが、現在、準備しているものといたしまして、今年平成24年の秋に市民団体とともに開催いたします、開港5都市景観まちづくり会議というものがございます。これは、開港の5都市持ち回りで、毎年、開催しているものですが、市民向けのイベント、講演等も3日間にわたっての中で企画しておりますので、こういったものも活用して、幅広くPRするものと、あとは技術者向けにピンポイントのレベル向上を図るようなものも企画できればということで、いろいろ考えております。

(大熊会長)

それでは、あとでまた戻ってご質問があっても一向に構いませんので、先に進ませさせていただきます。

それでは、2番目の新潟市景観アドバイザーからの報告ということで、このご説明をまずはお願いいたします。

(事務局)

では、事務局より景観アドバイザーからの報告をさせていただきます。先ほど、申しましたが、今回の報告は、前回の審議会の意見でありました、審議会による景観アドバイザーを支援いただくため、景観アドバイザーをご理解いただき、皆様のご支援とアドバイザーの今後の活動について、ご示唆いただくために行うものです。

それでは、改めて景観アドバイザーについて、ご説明させていただきます。まず、良好な景観形成を推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場でそれぞれの役割

を果たす必要があります。事業者の皆様には、景観形成に努めた土地の利用を行っていただき、その状況を市と協議していただくために、景観法に基づく届出制度などを設けております。行政は、景観に関する施策を行うとともに、公共事業においては、景観形成の先導的役割を果たす必要がございます。それぞれが景観形成を進めやすいように、市では景観アドバイザーを設け、専門的な立場・第三者の視点で景観面のアドバイスをいただいております。景観アドバイザーの先生には、四つのお仕事をしていただいております。一つ目が、公共施設に対するアドバイスでございます。二つ目が、景観法に基づく届け出など、行政手続きにおける民間施設に対するアドバイスでございます。三つ目が、景観の啓発活動でございます。四つ目といたしまして、景観行政に対するアドバイスをいただいております。景観アドバイザーのメンバーですが、先にご紹介いたしました、5人の専門家の方をお願いしております。景観審議会代表の方、それから四つの専門分野の先生をお願いして、アドバイスをいただいております。

では、今年度のアドバイスの状況の報告をさせていただきます。景観法に基づく手続き等を相談するために、隔週で景観アドバイザー相談というものを実施しております。このほか、重要案件等につきましては、月1回開催しますアドバイザー会議というものをさらに開催しております。まず、アドバイザー相談ですが、ご覧いただいたとおり、各種の相談をさせていただいております。2月末時点で集計で、237件に及ぶ相談を行っております。一方、アドバイザー会議ですが、公共工事の相談については7件、民間工事の相談については2件、景観行政の相談につきましては12件ということで、これも2月末でございますが、相談を行っております。

次に、課題の報告に移ります。景観アドバイザーの先生には、行政が行う事業や民間が行う事業に対してアドバイスをさせていただいております。しかし、アドバイスをする中で、制度的な課題があり、その課題と対応策について説明します。その中で、本日は、市が行う公共事業における課題を説明いたします。民間事業におきましても届け出対象や景観形成基準など課題がありますが、このことにつきましては、次回以降、取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。

公共事業、民間事業とも通常、基本構想、次に基本設計、実施設計、そして工事着手の順番になろうかと思えます。景観に配慮した事業の進め方としては、最初の基本構想の時点で、建設予定地と周辺状況をまず把握し、景観についてのキーワード、配慮すべき事項を見つけます。そして、そのキーワード、配慮すべき事項を満たす基本設計、実施設計を行い、最終的に景観法等の行政手続きを行い、工事着手する。この各段階において景観に配慮することが重要です。

この各段階における景観への配慮は、各事業主体に行っていただく必要があります。各事業主体が景観への配慮の検討を行う中で、必要に応じて景観アドバイザー制度を活用していただいております。実施設計が終わった段階に黒い三角で手続きとありますが、これは景観法による法的な手続きですので、一定規模以上は確実にアドバイザーの先生方に相談することになります。ですが、基本構想や基本設計の段階は、あくまでも事業者の任意になりますので、実施設計後の手続きしかなされない場合があります。この時点ですとアドバイスできることがかなり限定されてしまいます。

続きまして、アドバイスの事例をご紹介します。まず、市役所本庁舎駐車

場における例でございます。市では、平成 21 年度に市役所本庁舎駐車場が市管理から民間貸付、民間営業に変更されました。民間営業になるに伴いまして、駐車場の営業用の屋外広告物が設置されることとなりました。新潟市役所本庁舎の本館及び第 1、第 2 分館の敷地は、都市計画法に基づき、風致地区に指定されております。風致地区とは、自然的景観を維持する区域で、屋外広告物の設置が制限されている地区でございます。また、設置の際は、風致と調和させる必要があります。そこで、新潟市では風致地区内で建築行為や工作物の設置などを行う際は、景観アドバイザーによるアドバイスを行っております。

左側の当初計画では、面積は小さいものの、黄色い屋外広告物を設置するという予定でした。黄色い屋外広告物は、風致と調和しないのではないか。また駐車場があることは、すでに周知されているので、設置の必要がないのではないかということで、事業者へアドバイスをいたしました。事業者とアドバイスに基づく協議を行った結果、事業者は看板の設置を取りやめ、風致の維持が図られることとなりました。最終的には、設置が取りやめられ、風致の維持が図られたのですが、課題も明らかとなりました。担当課は風致地区であることを伝え、事業者を募集したのですが、風致地区の基準は風致と著しく調和しないものではないこととあるのみだったので、事業者は企業カラーを使い表示面積 2 平米程度なのですが、この程度の看板は許可されるだろうと考えておりました。その結果、景観アドバイザーのアドバイスに基づく調整にかなり時間がかかってしまいました。この件につきましては、事業者の募集前に市として広告物の設置のあり方を具体的に検討しておく必要がありました。

次に、東区役所の壁面広告に関するアドバイスの例をご紹介します。平成 23 年度に東区役所が旧イトーヨーカ堂丸大新潟木戸店に移転となりました。その地下に民間テナントが入ることとなりました。民間テナント入居に伴う屋外広告物が壁面広告に設置されることとなり、市の庁舎であることから、景観形成上、模範となる屋外広告物の設置が望まれました。そこで、景観アドバイザーのアドバイスによるデザインの誘導を行いました。新潟市屋外広告物条例施行規則に定める基準は、壁面に対して屋外広告物は壁面の 4 分の 1 まで設置できるというものですが、その点と建物の形状を考慮しますと、最大、スライドで見えます黄色い部分に壁面広告を設置することが可能でした。景観形成上掲出につきましては、庁舎であることから、最小限にとどめてほしいというアドバイスをさせていただきました。また、掲出に際して、各テナントサインの大きさを揃えることや基調色も揃えるなど、景観への配慮をお願いしております。

そして、協議した結果、掲出面積につきましては、薄い色のついた部分に抑えられ、各テナントのサインも大きさを揃えていただくことができました。色調については、一部を除き、おおむね落ち着いた色合いに揃えていただくことができました。この二つの事例は、課題はありますが、結果として景観上配慮いただいた事例でございます。その要因といたしましては、早期に相談いただいたことが挙げられます。このように、市が行う公共事業については、基本設計の計画初期の段階で景観アドバイザーに相談をいただき、その後も計画の各段階で随時相談していただいた場合につきましては、おおむね良好な景観形成が図られております。このほかには、今年度につきましては、新潟駅周辺整備事業に伴う白山駅前広場の整備、消防局中央消防署移転工事、マリニピア日本海リニューアル工事など、計画の初期の段階からご相談をいただいております。

一方、計画の途中で相談がなく、実施設計終了後に景観法に基づく手続きが行われる場合もございます。計画の途中であれば、アドバイスにより、良好な景観形成に誘導することができたにもかかわらず、設計後であり、アドバイスする余地がなかった場合もございます。より多くの事業について、景観アドバイザー制度を活用していただけるよう、積極的に働きかける必要があります。

このような景観アドバイザーの意見を受け、市としての今後の方針ですが、景観は数値基準だけでは誘導できないことから、景観アドバイザーの活用によるデザインの調整が不可欠です。そこで、公共事業が景観形成の先導役を担うために、事業担当者の景観に対する意識を高めるとともに、景観担当者が公共事業を把握し、計画の各段階における景観への配慮を周知し、景観アドバイザーの活用を積極的に働きかけていきます。

報告は、以上でございます。

(大熊会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問、あるいはご意見、どうぞ自由闊達にお願いいたします。

(高松委員)

今のご説明の中のアドバイスの例ということで、現状の二つを取り上げておりますが、そこでご説明していただきましたが、15 ページにございます、テナントサインの大きさは揃えられた。これはよろしいかと思いますが、基調色はおおむね揃えられたとございます。この基調色の揃え方というのは、具体的にどのようなことで了解していただいたのでしょうか。ご説明いただきたいと思えます。

(橋本景観アドバイザー)

色彩とデザインを担当しています橋本です。よろしく申し上げます。

通常、企業のコーポレートカラーが、こういう広告物にはものすごく多く出てくるのですけれども、庁舎ということで、基調色は、あまり彩度の高い色とか、奇抜な色の組み合わせは控えてください、できれば、白を基調にした広告物にしてもらいたい、たとえ、シンボルマークのロゴの色とか、コーポレートカラーは変えられなくとも、ベースになる色を抑えたり、建物に合わせたような色調にしてもらいたいとアドバイスしてきました。ただ、すべて基調色を揃えられたわけではなく、どうしても企業のイメージとなるコーポレートカラーを出したいというところで、設置されているような広告物もあります。すごく難しい課題だとは思いますが、こうしたアドバイスが景観に配慮した広告物や、広告物と一体となったやさしい景観まちづくりにつながればと考えております。よろしいでしょうか。

(高松委員)

ありがとうございます。実際に図面上で見る限りは、今のお話にあるような結果にはなっているように感じられるのですけれども、東京などの良い例ですと、やはり先ほどおっしゃったように、基調色でも背景色というものが統一されたほうが、非常に美しいという

結果は生まれておりますので、その辺のところは、多分、課題ではないかとは思いますが、今後、もう少し誘導していただけたら、美しくなるかなと思います。これだと、基調色は揃えられているのでしようけれども、美しさからすると、今一つ、いかがなものかと、私自身は感じております。

(大熊会長)

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

(佐川委員)

佐川です。屋外広告物だけではなくて、無秩序な自動販売機の設置が非常に目立つのですが、この辺の規制というのは、何か考えられるものなののでしょうか。景観アドバイザーの方のご説明と少し離れるのですが、その辺、お伺いしたいと思います。

(事務局)

現在、屋外広告物条例を制定し、広告物の規制はさせていただいているのですが、自動販売機の広告については、許可不要で掲出でき、景観条例上も、規制はない状況でございます。

(佐川委員)

残念です。

(大熊会長)

ほかの都市ではやっているところもありますよね。表面にいろいろカバーさせたりなどするようなことはやっているところはありますから、新潟市では、まだそれは考えていないということですが、ここの委員会で、ぜひ考えろということで、申し上げれば、それでもいいとは思いますがけれども。

(佐川委員)

せっかく建物等の色彩が統一されても、赤い自動販売機があると、非常に問題があると思うので、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

(橋本景観アドバイザー)

広告物の事例として、アドバイスするいろいろな案件が出てくるのですけれども、景観ということを見ると、今の条例だと広告物の大きいものにだけ条例に係っているのですけれども、小さな看板であったり、目線の位置にある広告物であったり、すべてそういうものが係っていないわけです。規制対象外ですし、これは市民の意識改革をしていかないと変わらない要素だと思うのです。その辺をどうやって景観を作っていくのが、一番難しい課題かなと感じています。

(大熊会長)

少し、今の自動販売機にしても、実例を調査されて、こういうものは問題があるねとか、ないねとかということをご検討いただいて、やはり規制する必要があるということであれば、この審議会からきちんと提案して、それなりのことを考えていただけたらと思います。ほかの市では、けっこうやっていますから。

それから、コンビニの看板でさえ、ほかでは規制している、高さも規制しているところがけっこうありますから、新潟市も踏み込んで、そこまでやっていく必要が、私もあるのではないかと感じています。そのためには、少し現実がどうなっているのか調査されて、問題点を出していただければと思います。

(高松委員)

規制がなくても、お願い条例ということで、かなり美しく、誘導していくことができますので、ぜひその辺のご努力もお願いしたいと思います。

(大熊会長)

今の要請をこの審議会からしたということによろしいですか。では、一応、そういうことで、その辺の検討もお願いしたいということで、よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

(黒野委員)

黒野ですけれども、今、報告をいただきました、公共事業の進め方につきまして、今後、より多くの事業において活用していただけるように働きかけるという方針は、ぜひとも進めていただきたいと思います。ここで、今、例で挙げていただきましたのは、小さいかもしれませんが、元の案と比べますと全然違うというのは、元のようにならなくてよかったとどちらの事例とも思います。今、例でお示しいただいたのは、新潟市の中での公共事業の構想が基本計画の早い段階から相談されたということだったと思うのですが、確かに市の建物は市民にとって模範となるものだと思いますので、それは大事なことだと思いますので、市の中のやり取りはもちろんのこと、それ以外の公共建築、例えば新潟市なので、県や国の大きなものも建てられることはあると思うのですが、そういったところとも、ぜひ情報交換されて、景観アドバイザーの方々が新潟らしさということも大事にして、アドバイスされていますので、そういったことの理解を共有するように進めていただきたいと思います。

(大熊会長)

ありがとうございました。ただいまの意見、私も常々、県の方がいらっしゃいますけれども、県や国のほうにも問題点があるなと感じております。そういう意味では、ぜひ積極的に、気がついたらどんどん働きかけていただきたいと感じております。私の立場から言うと、今、信濃川水門のペンキの色が変わりつつあって、前は雲とカモメが描かれていたものが、今はつぶされている状況ですけれども、今後、あれに何が書かれるのか。非常に心配でもあるので、逆に市のほうから問い合わせさせていただきたい。多分、国のほうはび

っくりするだろうとは思いますが、そういう感じはいたします。ぜひ市から積極的に働きかけるというようなことをやっていただけたらと思います。

そのほかいかがでしょうか。

(遠藤委員)

遠藤です。今ほどの話にも関連してくると思うのですが、市のほうで景観アドバイザーのアドバイスをする件数みたいなものは、特に限度みたいなものはないのですか。どのようなものでも来ればお受けするということで、人的な対応とか、そういったことは大丈夫になっているのですか。確認なのですか。

(事務局)

アドバイスにつきましては、通常の法的な届け出だけではなく、小さなことでも、例えば、あまり事例としては少ないのですが、個人の方が家を建てる際の景観上の配慮でもご相談いただく機会として、月に2回、先生方に来ていただいています。

(遠藤委員)

そうしますと、今、例が二つほどありましたけれども、ほかにも市の公共事業というのは山ほどあるのではないかとと思われるのですが、そういったものというのは、全部、きちんとこの例のような形で、アドバイスの相談が来れば、全部できるということでしょうか。皆さん、これからいろいろ働きかけますと言っていますが、全部来たときに対応できるようになっていることを確認させてください。

(事務局)

対応できると思います。そういう形で、我々が呼びかけて、市だけではなくて、座長もおっしゃっていたとおり、県や国も、やはり公共的で先導していく部分だと考えておりますので、そういうものについては、極力ご相談いただければ、私ども、アドバイザーの先生にもがんばっていただいて、処理するという体制を整えております。

(遠藤委員)

安心いたしました。それであれば、ぜひ各市の内部の関係する部局すべてに、こういうやり方を積極的にやっていただきたいということで、働きかけていただきたいと思います。

(大熊会長)

星野さんに質問なのですが、県の中では、景観に関して配慮しようとかということで、委員会みたいなものはあるのですか。

(星野委員)

星野です。申し訳ないのですが、そういったものに、私は全然関知していませんが、当然、県も同じように動くと思いますし、今、言われた公共の関係というのは、当然、きちんと担当部署とか、そういうことで連絡が漏れることはないと思うのですけれど

ども、逆に公共以外の民間のほうをどうやって漏れないように連絡といいますか、こういう新潟市の仕掛けを周知徹底するかといったあたりに注意を払っていただければと思います。

(事務局)

民間のほうの対応といたしましては、当然、すべてこちらのほうで把握できるわけではございませんが、例えば中高層建築物の届出ですとか、建築行政課や各区役所の建設課などでそういった事前のご相談があった場合については、横の連絡で情報を共有しようということでは努めております。

(事務局)

補足で、新潟市の景観計画、景観条例、景観法の関係、それから屋外広告物法の関係、そういうところでこういうものについては、事前の届け出をしなければいけませんよというものが、規模と高さによって決まっております。それが、確実に私どもに届け出がでてきます。屋外広告物の場合は、事前協議という形で出てきますけれども、そういった形で、一定のものについては、民間のものであっても、すべて私どもの目を通っていくということで、アドバイザーの先生方には、こういうものが出てきましたということで、逐一、アドバイスをいただいているということですので、ある一定の私どもが景観上、非常に大切だなと思っている部分のものは、民間のものであっても出てくるということでございます。

(大熊会長)

たしか今、届出の規模は、建物は面積が1,000平米ですね。高さが15メートル、広告は。

(事務局)

広告のほうの事前協議を必要とするは、景観の届け出と同じレベルのもの。1,000平米以上の建物等にかかわる部分と、高さが15メートル以上にかかわる部分ということで、事前協議はしていただいております。それから、屋外広告物については、小さな看板でも、一定のものについては、許可申請をしていただかなければいけないということで、それは許可申請の中で、大きさ、位置。そういったものについては指導ができます。ただ、意匠とか、デザインについては、先ほど橋本アドバイザーがおっしゃったとおり、そこについての指導はなかなか難しいということがございます。そういうところが、屋外広告物についてはあるということで、考えていただければと思います。そこは少し課題なのかと考えています。

(大熊会長)

今、遠藤さんから件数が多すぎないのか、大丈夫なのかというご質問だったわけですが、ほかの市町村の事例など見ていると、1,000平米でなくて500平米だとか、そういったようなものもけっこうあると思っていますのですけれども、景観アドバイザーの方々から見て、今の1,000平米というのはいいか。もっと500平米くらいにすべきか。例えば、コンビニなどを入れようと思うと、100平米くらいでないと入ってこないわけです。その

辺、景観アドバイザーの方々がどのようにお考えなのか。今の1,000平米のままでいいのか。私はいつも、数が多すぎると大変だなと思っていて、あまり言わないようにしていたのですけれども、今、逆にある程度、対応できるということになると、500平米でどうですかというようなことを質問したくなるのですけれども、いかがなものでしょうか。

(杉崎景観アドバイザー)

杉崎です。平方メートルに限っては、いろいろな事例がありまして、私が5年やってきたのですけれども、延べ面積が1,000平方メートルというくりの中でいきますと、増築、改築の場合は小さい増築、改築も含まれてしまうのです。その場合もあるので、一括りにはできないとは思っています。新しい新築については、1,000平方メートルでなくても、500平方メートルでもいいのではないかという気はしております。増築、改築については、その部分だけの面積でとらえてもいいのではないかということも、提案していきたいと思っております。

(大熊会長)

新築の場合は500平米くらいにしてもいいけれども、増築、改築の場合はその部分の面積が1000平米といったような程度のほうがいいのではないかというように理解してよろしいですか。

今の議論に関して、何か委員の皆さんからご意見があれば、お願いしたいのですけれども。

今、新築に関しては500平米でもいいかもしれないよというご発言だったので、我々としては、それでは500平米でお願いしたいというように言うのか、言わないのかですけれども、いかがでしょう。

(橋本景観アドバイザー)

今日の議題から少しずれてしまうかもしれないのですけれども、景観アドバイザーとして1,000平米がいいかということでお答えいたします。今、景観法で係っているものが、すべて建物をベースとしている基準なのです。例えば、橋であったりとか、道路であったり、公園であったり、コンビニであれば1,000平米くらいの大きな駐車場があります。そういうものは届け出対象に入らないのです。建物が小さい。ただ、アスファルトで広大な土地を駐車場と扱っている。それは、条例の中では届け出の義務がないというような形になっています。ただ、景観というもので見ていくと、エリアの中では、それがものすごく重要な地位を占めるケースもありますし、すごく問題だなと思います。ただ、これをすべて新潟市全域にかけていくということは問題で、もう少し我々が勉強しながら、例えば新潟市がこのエリアはどういう景観を守るのか。そういうものをはっきりしていかないと条例だけでしばっていくということは、すごく難しい問題なのかなと。私自身は、考えています。

(大熊会長)

ありがとうございます。最近、コンビニの駐車場はかなり大きいのが多くなってきてい

ますよね。こんなに必要なのかなと思うくらいに駐車場が広いということで、それだけ取ることによって、逆に樹木を切ってしまうたりというような事例がいくつか出ているようにも思いますし、橋の場合もいろいろ問題点もあろうかと思えます。そういったことで、今までの1,000平米だとか、15メートルと決めてから何年たちますか。10年以上、もっとですか。

(事務局)

景観法ができる前からの条例で、平成4年からになります。

(大熊会長)

もう20年。それでは、そろそろそういった点も含めて考え直してもいいのかなと思いますから、宿題として、ぜひ、その辺ご検討いただいて、次回の委員会に出すとは言わないけれども、1年後くらいには、せめてこういう規制値を変更すべきなのか、もっとこういう点を付け加えていこうとか、ぜひ、ご検討いただきたいということで、この委員会から申し入れたということで、よろしいでしょうか。

(山中委員)

今の委員長からの申し入れに関連するのですけれども、例えば大きさとか、件数とかといふことと、もうひとつはアドバイスする方向性というのでしょうか。先ほどの例で言うと、東区役所の基調色を白にというようなことをアドバイザーの方からアドバイスしていただいたというようなことがありますのですけれども、いわゆる条例にかかわるようなネガティブチェックというのが、最低限いると思うのだけれども、上がってきた大きさ、それから件数に対する質の誘導をネガティブチェックでいくのか、それとも新潟市のあるエリアはこのようにいきたいのだというようなある方針を持って誘導するのか。景観計画を熟知していないので、すでにそれはあるのかもしれないけれども、そういったことをやることの可否、あまりコントロールしすぎるといふこともよくないのだけれども、単に一般的な基準だけでネガティブチェックをしていっても、高松さんがおっしゃったようにある程度まではいくけれども、それ以上はいかない。でも、あまりやり過ぎるとわざとらしくなっていくというところがあって、その辺も併せて見直すのであれば、方向を検討していただくというのは、かなりむずかしい注文なのですが、あればいいなということが一つ。

先ほど一点前の自動販売機の話にも検討課題として挙げるということだったのですけれども、自動販売機の景観的な色彩だとかという以前に、ほかのところで行っている事例を調査するのであれば、総量規制というのができないのだろうか。これも、あまり規正するといけないけれども。いわゆる節電との絡みでいったりすると、自販機の存在そのものが景観的に弱くないといえますか、景観だけではなくて、環境的にも。ただ、それを民間の行為をそこまで言うのかということもあるの、個人的にはもっと総量規制などをやっていいと思うのです。それも、調査をするのであれば、調べていただきたいと思えます。取り止めない意見ですみません。

(大熊会長)

前半のいろいろ、例えば色彩の誘導とかということをはほかの市町村ではけっこうやっていますので、その辺も含めてご検討いただければと思います、自販機の場合はなかなか難しいですね。自販機も昔は電気代がかかったのだけれども、最近はものすごく検討して、節電型の自販機もかなり出てきて、昔は大分、電気を食うということでやり玉に挙がっていましたけれども、最近、その辺はかなりクリアしつつあると聞いていますし、自販機を作っている会社がいくつもあるから、総量規制というのは、多分難しい。自販機の売り上げで生きているところもありますし、その辺は少し難しいのかなと思います。設置の仕方とか、そういうことでは十分に意見を言えるのではないかと思いますので、その辺も含めて、また事務局でご検討いただいて、次回以降、ご提案いただければと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)

今、山中先生からのご提案の中で、前段のほう、景観というものにアプローチする際に、特別にこういう方向性を持った地域というものを作ってもいいのではないかとということですけれども、実際に、新潟市の景観計画の中にも、特別区域というものを設けてあります。二つの区域があるわけですが、その中で、この審議会等にも非常に関係する部分で、萬代橋周辺のお話をいただいて、高さ制限とか、そういうところへのアプローチをどうしていこうかということもございます。ですから景観計画を立てる際に、そういった特別な地域を設けることは、当然可能であって、誘導もできるということもございますし、屋外広告物の方向からいっても、規制する地域だけでなく、この地域は特別に、もっと設置してもいいのではないかとこの区域を設けることもできるということですので、若干の見直しをこれから進める中では、そういうものも含めて、検討をしていかなければいけないと感じています。

(大熊会長)

特に萬代橋から信濃川沿線に関しては、後で、また議論がその他のところで出てくるだろうと思いますので、それはその辺でご議論いただきたいと思っております。

(佐川委員)

景観法等の行政手続きが実施設計の工事着手の前、実施設計が終わった段階という話になっていますけれども、これは基本設計、実施設計の前に景観アドバイザーの方がアドバイスすることはできないものなのではないでしょうか。その辺は、終わった後で、これを直せという話になる前に、アドバイスしていただいたほうが、業者は助かると思うのですけれども、その辺のことがよく分からないのですけれども、その辺を感じました。実施設計の前の基本設計と実施設計の間といいますか、この辺で行政の景観アドバイザーの方の介入があったほうがいいのではないかとこの感じがいたしますけれども。

(大熊会長)

その辺、事務局いかがですか。基本設計のところ、ある程度、義務づけるような感じ

にはできないのかということなのですからけれども。

(事務局)

まず、現在の状態をお伝えさせていただきます。景観法に基づく届け出がどういう位置づけにあるかということなのですからけれども、実際に設計が決まって、工事を着手する 30 日以上前に届け出ることになっています。行政側といたしましては、事前に景観形成基準といいますが、こういった基準を満たすものをまず、実施設計までしてくださいねという基準を定めます。当然ですが、新潟市もそれを定めてありまして、それに基づいた設計がなされているかどうかということ、この 30 日間の間にチェックします。現在は、そういう状態になっております。新潟市の場合は任意ですが、事前にお話いただければ、相談にも対応いたします。他の行政団体の場合は、事前協議を位置づけている、景観法の届け出の前に事前協議をなささいよということを決めている団体もございます。ただ、新潟市の場合は、まだそこまで定めていないという状況です。

(大熊会長)

そういうことなのですからけれども、佐川さんとしては、基本設計のところで届け出て議論すべきではないかと。

(佐川委員)

そう思います。

(大熊会長)

ほかの方はいかがでしょうか。

(中村委員)

中村です。この事例は、公共の建物が多いのですけれども、できるだけ民間の建物でもこういった事例をもっと作っていただきたいと思いますと思うのですが、そのためには、基本構想です。基本設計とか、その辺からできるだけ情報を得て、指導していく。あるいは一緒に作り上げていくとか、そういったしくみづくりが必要かなと思うのです。アドバイスの例の東区役所です。これがいいかどうかということは、私は分からないのですが、現地に立っていないのですけれども、先ほどそういう話もあったのですけれども、看板類も含めて、積極的にデザインしていくということも大切かと思うのです。看板が悪いわけではないのです。看板のあり方とか、周囲との調和とか、そういったことが問題になることが多いのではないかと思うのですが、赤い自販機もそうだと思うのですが、自販機があることが悪いわけではないと思うので、景観アドバイザーの方だけでは、もう無理があるような気がするのですけれども、人数的にも。特別区域というものがあるのでしょうかけれども、信濃川周辺だけでは、少し少ないのではないかと思うのです。特別区域という形ではなくてもいいので、例えば榎谷小路とか、古町通とか、新道とか、そういったところも逆に先ほどおっしゃっていたように、看板をたくさんつける香港のようなまち並みがあってもいいのかなと。屋外広告物関係の業者を別に保護するわけではないのですけれども、積極的に

デザインしていくという観点が、橋本さんみたいな方が出る幕がもう少しあってもいいのではないかと思うのですけれども、そういった取組をやっていらっしゃらないのでしょうか。

(橋本景観アドバイザー)

難しいところで、今、デザインについてという質問を受けたのですけれども、景観アドバイザーとしてデザインを、例えば丸を三角に変えなさいとか、この書体をもう少しこういう書体にしたらいいよというところまではアドバイスできない状態なのです。どうしても、クライアントさんと看板屋さんが決めた案を基にベースの基調色をどうするのか。かろうじてできるところは、文字情報の整理をして、これを少し取ってもらえないとか、そういう事例はありますけれども、マークの形状を変えましょうとか、書体を変えましょうというところまではできない状態で、本当にいいデザインであれば、多分、そんなに景観が乱れていくということはないと思うのです。私も中村さんの言われたように、まちを汚しているというのは、けっこうデザインの悪いものでまちを汚しているなということは、すごく感じています。どういう方法があるのか、審議会でも知恵を貸していただければと思います。

(中村委員)

基本的に自由なのでしょうけれども、ただ、みんなが自由を主張していると調和がなくなってしまうということは、非常にまちづくりにとってはマイナスの部分が多いのではないかと思うので、例えば、啓発活動とか、教育活動とか、市がある程度先導して、そういう機会を作るとか、例えば、自治会に文書が回ってきても、そういった文書は全く、例えば、この1年間で言えば来ていないのです。そういう啓発活動といいますか、学ぶ機会をもう少し作ってってもらいたいという気はするのです。希望です。

(大熊会長)

ありがとうございます。

(西村景観アドバイザー)

今回、これを議題にさせていただいたのは、大きな意味があります。我々アドバイザーがいろいろな民間や公共の事業をアドバイスして行って、気がついたのは、公共側の事業も民間と同じように大きな問題を抱えているということに気がつきました。民間はもちろんやらなければいけないことが多いのですけれども、足もとの市役所が発注しているプロジェクトがどうなのよということがいくつかあって、それをこの審議会で、民間は次回やります。今回は、公共の建物について、アドバイザーがちゃんと相談できる体制を取りたいと思って、1年市役所の中で相談してもらいましたけれども、うまく進まないで、この審議会でもちゃんと後押しをしてくださいというのが今回の趣旨です。

どういうことかということ、先ほどから議論がありましたように、工事の着手の30日前に相談が来ます。それは、公共の建物も同じことが多いです。そうすると、予算と設計が固まっていて、そこで橋本先生がおっしゃったこともあるのですけれども、同じことですが、

これをするかしないかという判断は、もうすでにできないわけです。色か色彩を変えましょうという話くらいが変更可能なマージンです。今回、見ていただいた風致地区の看板、市役所の駐車場の看板は、同じようにこれをここに立てるのだけれども、どういう色と形にしましょうかという話から始まるわけです。我々はアドバイザー側ですから、そういう要件の中で、何が一番適切かを判断すべきなのか。風致地区に戻って看板はだめだろうという判断のところまでプロジェクトを戻してくださいというお願いをしながら、対応すべきなのかというところで、極めて難しいのです。事業者は、これを運営のプロジェクトを委託されていますので、その契約書も曖昧だったという問題もありますが、これを立てることが、彼らとしては必要だろうと思っているし、事業者としての宣伝にもなるわけで、立てたいと。担当の市役所の中の人たちも、運営を担う事業者の意向になるべく沿った形で運営をしてもらいたいと思うわけですから、それをなるべく落ち着く場所を見つけたいと思うわけです。

今回の事例は、後者のこれはだめだろうというところまで立ち戻ったわけです。それにすごい時間がかかったということです。それは何でも同じですけれども、ご自身のおうちを建てるときに、設計の大変更をすると時間と手間がすごくかかるわけです。それは、担当の方はとてもいやだし、我々としてもそこまで立ち戻れるかどうかをどこで意思決定すべきかということも含めて迷うわけです。そういう事例が、今回の白山の事例は立ち戻ることを担当の部署の市役所の中の方たちと相談したら受けていただいて、なしにすることができたのです。それは極めて大きな成功事例だと、我々は思っているのですが、できていない、この中でお見せできていない、違うプロジェクトでいろいろできていないこともたくさんあるわけです。そういう状況が、まずあるのだということをご理解いただいたうえで、三つ問題があります。一つは、公共事業は、国や県や市の予算を使っていて、時間が極めてタイトなので、アドバイザーの相談のプロセスをなかなか入れにくいのです。アドバイザーの相談というのは、ある意味で設計の手戻りですから、そうするとなるべく固まった時点で、色の変更や色彩を少し足しますよくらいの変更のマージンだけにとどめておく時点でアドバイザー相談をするのが一番賢いやり方ですから、そういうことになって来やすいということです。なかなかそこでのアドバイザー側のアドバイスのマージンが取りにくい。根本的ないろいろな空間の変更や、いろいろな仕様の変更というのはなかなかしにくいということです。公共事業についても、それがあるといことです。

もう一つは、これも大きな問題ですが、このごろの公共事業は住民参加で内容が決まります。住民の方はややもすると、それを作ることが大事で、デザインや景観は二の次ということです。作ること、プロジェクトが発射することが大事なので、デザインや景観は、そのプライオリティからもう一つ下の段階になっているのだと思います。しかし、住民が合意した案に対して、変更を迫ることはしにくい。これは二つ目の問題です。公共事業特有の問題です。ここをどうするか。住民の方がみんないいと言っても、プロから見てもおかしいということはあるわけで、それをどうするかというのは二つ目の問題。極めて難しい問題です。

それから、民間の事業というのは、景観の我々が作った基準で、今、厳しくしようとおっしゃっていますけれども、基準でできています。公共の事業が民間と同じ基準でいいのかどうかということです。今回の東区の看板でも、これはかなり厳しい基準を東区役所が

受けてくださって、いろいろなベースのカラーとか、いろいろな問題はもちろんあるのですが、小さな看板で施行することはできましたが、公共事業の景観基準というのは、民間よりもより厳しい基準で相談すべきだと思うのですが、それはややもするとそうもいかない。やはりそれは基準として持っているものを履行できるというわけですから、そういう問題があります。

三つ問題があります。その三つの問題に対して、解決する手段の一つは、先ほども議論にありましたように、計画が固まっていないうちからアドバイザーが相談に加わることです。そこが全件やる必要もないですけれども、重要な公共事業の案件については、景観的に重要な案件については、ぜひ体制としてやらせていただきたいということが、今回の議題のお願いです。それは、アドバイザー側の組織で市役所に上げて、なかなか全体の意思決定が難しいので、審議会として、今の三つの問題を検討していただいて、アドバイザーのかかわり方というものを公共建築に対する、公共事業に対するアドバイザーのかかり方というのを考えていただければありがたいというのが、今回の提案のお願いの趣旨です。

(大熊会長)

よくわかりました。ぜひ、そういう方向へ持って行ってほしいと思っておりますので、皆さんから追加のご意見はございませんか。

(山中委員)

今の西村先生のお話というのはよく分かるのですが、アドバイザーに相談する内容ができるだけ、肝心なところだけ集約的にできるようにするためには、まず最初に市役所の中のいわゆる委託、設計にかかわる職員の意識を上げるということが、まず肝心だと思うのです。

私が経験した中で、かつてさいたま市の景観行政に非常に積極的に取り組んだ課長と一緒に仕事した時代があって、やはり景観を民間にコントロールするためには、まず当然、自分のたもとを相当厳しく律しないといけないということで、市役所の中で若手の行政職員全員集めて、最低限のガイドラインを作ろうと。それも外部委託ではなくて、職員自ら何がいいかということをして、三年かけてガイドラインを作って、発注に伴って、担当職員が事前にネガティブチェックできるようなチェックリストを作った上で業者と対応して、出てきた設計について、さらに専門家に見ていただくというような仕組みをつくったことがあります。職員の景観に関する意識がレベルアップするということは、まず重要ではないかという気がしましたので、一言加えます。

(大熊会長)

先ほど、お配りいただいた、最後 18 ページでしょうか。18 枚目のスライドのところ、今後の公共事業が景観形成の先導を担うためということで、①に今のお話があるかと思えます。事業担当者の景観に対する意識を高めると。②、③も西村先生のお話になったことをもっと包括的に、やさしく書かれていると思うのですが、今の西村先生のご発言で、この①、②、③の内容がよく分かりましたので、ぜひこれを具体化して、進めていただきたいと思いますということで、審議会としてこれを強く要望するというのでよろしい

ですね。それでは、ぜひこの点をそれぞれ次回、あるいは次々回くらいまでに、任期が次の8月31日で切れますので、できればその前にある程度、方向性だけでも、もう少し具体的なものをお示しいただけたら、皆さん、安心して委員を辞めることができると思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。どういったことでもけっこうです。

(高松委員)

2009年から国土交通省と警察庁が進めております、社会実験から始まったのですが、道路景観上の自転車道の整備ということで、全国的に進められています。この施策と申しますか、実施状況です。全国的に懸念材料がたくさんございまして、もともとは警察庁が絡むということもありまして、安全第一を旗印にしているわけなのです。それは、最も大事なことなのですが、もう片方で国土交通省が絡んでいるということは、景観法との関係もございまして、景観をなおざりにするということは、どうなのだろうということが、全国の自治体、また行政関係も含めてなのですが、かなり今、いろいろな場所で議論されているのです。新潟市もしかりなのですが、最初に推奨色と言われている色が青色だったものですから、自転車レーンの色が青色に、現在も新潟市の実験モデルとされたところも青色だったのです。当初は、青色でも彩度が非常に高かったものですから、いかなものかということだったのですけれども、私の所属している全国的な公共の色彩を考える会というところでもシンポジウムをしたり、国土交通省とも掛け合ったり、いろいろしてまいりました。昨年の暮れくらいから、有識者会議というものが、国土交通省と警察庁の中で、国で立ち上がりまして、議論をされております。その中で景観に配慮したという項目が入っただけでも、非常によかったなど、実は思っているのにもかかわらず、まだまだそこに至る段階になっていないのです。それに関して、新潟市でも、いわゆる道路景観というところ、道路の塗装色と申しますか、色を塗るわけですから、サインの一部ということで、実は、広告物に当たる部分でもあるかとは思っているのです。この辺の取組のときに、アドバイザーのかかわりというのか、ぜひかかわっていただきたいのですが、かかわりというのは現段階では新潟市の場合は、どのようになっていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

事務局から説明させていただきたいと思っております。新潟市も担当は土木総務課なのですが、自転車レーンの整備ということで、市として計画を立てまして、それに基づいて整備を進めているところです。実際に、自転車レーンの整備を進めているところなのですが、整備の際に土木の担当から景観に配慮するためにはどうしたらいいかということで、我々景観系のほうにも相談をいただきまして、景観アドバイザーの先生と何度か相談しながら、最終的には実際に自転車レーンを整備するところに何色か試し塗りをした上で、我々景観アドバイザーと道路管理者と警察立ち会いのもとで、いろいろ検証はしたのですが、実際のところは、やはり交通安全の観点から、警察のほうから青色でできないかというところをとて強く言われまして、その中でアドバイザーの先生方と青色の中で、彩度の高い色と、彩度の低い色はどうだろう。試しに緑も塗ってみようということで3色塗った上で、現場を見させていただきました。最終的には、自転車レーン整備に当

たって、景観だけではなくて、どうしても安全面というところも重視しなければならないというところもありまして、最終的に道路管理者と警察でどうしても、青色を塗りたいということで、現状、青色を新潟市内に塗っているところです。

(高松委員)

実は、青色の自転車レーンに関しては、2009年からずっと研究に取り組んでおりまして、このたびの色彩学会の論文にも発表する予定ではございますけれども、やはり青色にというお話が来た時点で、なぜ青色にしなければいけないのかというところをフィードバックさせて、検討するというにはならないのか、どうなのか。実際に視認度からいきましたら、夜などは青色よりも白のよほど目立つわけなのです。ですから、そういうデータのなものから説得をしていかないと、なかなか青色から脱却は、彩度を変えたところで、危険性が解除するということには、ほとんどなっていないのです。青色の影響ということではなく、やはり注意の喚起から、若干の危険度が緩和したということの実験はございますが、その辺のところから大きな方向から取り組んで、もちろん生命の維持といいますか、生命の危険を守るということは大事なのですけれども、景観というところにも配慮していただいて、今、ほかのところでは周辺の観光に配慮した自然食の色を使おうという推進運動が起こっております、そういう全国的な情報を、やはり景観を非常に重視して取り組んでいる自治体などは、特に新潟市の国土交通省の方とも、国土の方とも意見交換をさせていただいたことがあるのですけれども、金沢などは特にそうです。そういう部分は配慮されて、実験しております。ですから、青色ありきで実験をしないでいただきたいということが、私の願いでもあります。

(大熊会長)

ご意見ありがとうございます。審議会として、どの色にしろということは、決めかねるところでありますので、ぜひ事務局、あるいは景観アドバイザーのほうでよろしくご検討いただいて、いいものにしていただけたらと。審議会で、この件についてはどうしろということは、なかなか言えないところであろうかと思えます。

そのほかいかがでしょうか。

(安田委員)

安田です。

先ほど、西村先生のお話の中で、三つの問題として、住民参加のことを挙げられ、住民は作ることに注力して、デザインに関心がないというご発言がありました。

私も住民参加の場に関わることが多いもので、先生のおっしゃることはとても良く分かります。一方、住民参加の場でデザインそのものを考える場もあり、その時にこれが本当に美しいものなのかと疑問に思うこともあります。そういったときに、資料の18ページに「事業担当者の景観に対する意識を高める」とありますが、今後はそれと共に、景観について勉強する場と住民参加の場を併せて考えていただけないかと思いました。勉強会は実際に行われていますが、それと住民参加の場が結びついていないように思いますので、そのような場を作っていただければ、より市の良い景観につながるのではないかと思います。

(大熊会長)

私もけっこう、住民の方といろいろなことをやっていて、よく思うのですけれども、そんな景観にしないでくれというように、住民から要望が出たりすることもある、なかなか難しいところがあります。

(西村景観アドバイザー)

少し舌足らずだったので、もう一度、正確に言いますけれども、全部の住民参加がデザインに関心がないわけではないのです。デザインのための住民参加というものも行われていて、金沢、京都、仙台などは、極めてクオリティの高いデザインコントロールは住民で行われているということがあるのです。一方で、事業を進めなければいけないための手続きとして、住民参加を入れていく場合に、そういうことがややもすると起こるということです。住民一人ひとりのデザインの目というのは、すごく多様性がある、ばらばらで、その中で一つに決めていくというのは極めて難しいことでもあって、できたら後ろの景観アドバイザーに、そういう場に少し入らせていただいて、意見を言わせていただけるような機会があれば、少しながれも変わるのではないかという気もしております。

(大熊会長)

景観アドバイザーの方には、忙しくなって申し訳ないというような気もあるのですけれども、ぜひそういうところで参加いただいて、ご意見いただくというようなことは、本当に必要だろうと思いますので、その辺、情報をお互いに共有しながら、ぜひご意見をいただく機会を増やしていただければと思っておりますので、その辺、よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。時間も迫ってきましたので、先にその後もやってから、あとで全体ご意見をいただきたいと思っておりますので、その他、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

その他といたしまして、事務局から報告いたします。まず、平成 23 年度都市景観大賞について、ご報告いたします。毎年度、「都市景観の日」実行委員会が主催いたします、都市景観大賞におきまして、今年度の「景観教育・普及啓発部門」に新潟市立湊小学校が優秀賞に選定されました。この賞は、国内の良好な都市景観の優れた事例を表彰し、広く公開するもので、全国を対象に平成 3 年より実施されているものです。この平成 23 年度からは、「景観まちづくり学習」などの活動を選定するために、「景観教育・普及啓発部門」が設けられ、最初の年に湊小学校が優秀賞に選定されました。

湊小学校では、校区を含めた新潟島を活動エリアといたしまして、豊富な地域の人材や資産を活用しながら、子どもたちが豊かな体験活動を通して地域の景観を見つめなおす教育活動、子供たちが地域社会と一体となって創り上げる教育活動に全校体制で取り組んでいます。地域での体験学習を中心とした活動と地域の資産の活用が、地域の活性化にも効果を生んでいることが評価されました。

次に、まちなみ整備なじらね協定促進事業について、ご報告いたします。これは、平成20年度に創設されたもので、地域の歴史、伝統、文化風情等が感じられるまちなみが残っている地域や、駅周辺や商店街といった日常的に人通りやにぎわいの見込める地域において、住宅などの所有者が相互に協定を締結し、魅力的な景観形成につながる改修について、基本計画図の作成費用や、改修費用の一部を助成するものです。平成20年度以降二つの地区を認定し、助成を実施いたしておりますが、このたび、秋葉区の小須戸本町通周辺地区を新たに認定いたしました。この地区は、古くからの周辺農村の経済拠点として、また信濃川舟運の川港として発展し、現在も当時の繁栄を伝える町屋が数多く残っています。現在は、地域住民を中心に町屋の立ち並ぶまち並みに併せた建物の集計ルールづくりを進めているところで、今後は、ルールを盛り込んだ協定を地域で締結し、改修工事を進めていく予定です。

次に、まちなか再生本部会議について、ご説明いたします。これは、平成21年10月に大和新潟店が撤退を表明したことを契機に開始されたものです。平成21年度は、喫緊の対策の議論を行い、平成22年度以降は中長期的な方針と具体的な施策の検討を行ってきました。このたび、3月14日にまちなか再生本部会議としての最終報告書がとりまとめられました。その報告書に記載された取組の提案のうち、景観と屋外広告物に関連するものを画面で抜粋いたしております。

まず、人々をまちなかに引きつけるための工夫として、関係団体とともにタウンマネジメント組織を設立したうえで景観のルールを作ること。また、湊町新潟が誇る花街文化を活かしたまちづくりとして、景観条例などを活用して、花街を保全することが挙げられました。ほか信濃川と萬代橋を活かした親水空間整備として、萬代橋周辺地区の景観ルールづくりを行うこと。都心軸における良好なまち並み形成のために景観と屋外広告物に関するルールづくりを行うこと。また、歩行者や自転車にやさしい都市環境整備として、歩行者向けの都市サインの再整備や改修が挙げられました。これら、報告書に記載された取組を、今後は関係者の方々と協議しながら進めてまいります。

以上の報告を基に、最後に今後の予定でございますが、これまでの取組を引き続き進めるほか、先ほどのまちなか再生本部会議の最終報告に基づく取組や景観アドバイザーからの報告でもありましたように、景観法に基づく届け出対象や基準の見直し、屋外広告物の景観誘導について、引き続き、検討を進めたいと考えております。特に景観法に基づく届け出対象や基準の見直しと屋外広告物の景観誘導につきましては、景観審議会でご意見をいただける状況になりましたら、改めてご相談させていただきたいと考えております。

(大熊会長)

ありがとうございました。ただいま、今後の方向性みたいなことを話であったわけですが、ご意見、ご質問をお願いいたします。宿題がいっぱい出てきて、やることがいっぱいあるので、がんばってもらわなければならないという感じです。一応、きちんと取組の方針が書かれているから、あまり言うことはないのかと思いますけれども。

それでは、その他では、このような方向でいきますということで、ぜひがんばってやっていただきたいと思っております。

全体を通して、どういったことでもけっこうですので、ご意見をいただければと思いま

すけれども、いかがでしょうか。

(高橋委員)

消費者協会の高橋と申します。アドバイザーの先生方は、新潟市は、イメージとしてどのような色合いが一番似合っているというようにお考えでしょうか。新潟は、あまり派手な色の建物もないと思うのですけれども、少しくらいイメージが多いかと思うのですけれども、どういったものが新潟にふさわしいカラーかなというようにお考えか伺いたいのです。

(大熊会長)

よろしければ、お答えいただければと思います。無理して答えるとは言いませんが。

(橋本景観アドバイザー)

新潟市全域に対しての色というイメージは、なかなか掴みにくいと思うのですけれども、例えば古町の一つの通りの色であったりとか、白山神社の前であったりとか、万代ではまた違ってきますし、水辺の景観というものと田園風景の色合いというもので、また変わってくると思います。今のところ、景観アドバイザー会議で、よく色の提案で出てくるのは、携帯電話のアンテナです。要するにポールがたくさん立った時期があるのですけれども、その中で、空に溶け込む水色というもので、ある色を指定して、塗ってもらっているという事例はあります。

あとはまち並みです。古い集落の中では茶色に合わせて塗ってもらおうと。その二つのケース、アンテナに関しては色を定めて決めているのですけれども、まち並みに新潟市すべてが暗いからとか、港の雰囲気というイメージで、色だけでは語れない、すごく複雑な要素があるかなど。ただ、ストリートに直せば、もう少しエリアを狭めれば、何かしらのイメージカラーというのは作れるのかなとは感じております。答えになっていないかもしれないのですけれども、よろしくお願いいたします。

(大熊会長)

高橋さんよろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

(中村委員)

BRTが今、計画されていると思うのですが、どういう段階なのか分からないのですが、かなり早い時期に実現すると。BRTに関しては道路を走るものだから、景観アドバイザーの方たちが踏み込めない聖域があると思うのですけれども、その辺は、どのように景観アドバイザーの方々がかかわっていらっしゃるのかと、少し心配になったので、先日の新潟日報に出ていたイメージ図、パースみたいなものを見たときに、例えば、萬代橋の真ん中が色分けされて、塗られていたような絵が、たしか出ていたと思うのですが、かなり景観に与える影響も大きいのかと。バスの車体そのものもそうだと思うのですけれども、これもある程度早い時期にコントロールしていく必要があるのかなという気がしました。

(大熊会長)

ありがとうございます。その辺はどうなのでしょう。BRT導入に関連して、景観的な議論はなされているのかどうか。

(事務局)

事務局からお答えします。今現在、正直申し上げて、全くやり取りは行っておりません。ただ、もちろんご指摘のとおり、景観上の影響は当然、大きいものだと思いますので、まず担当のレベルで、ちゃんとやり取りをしていく必要があると感じます。ご提案、ありがとうございます。

(大熊会長)

BRTを導入するというのは、いろいろなことで大変なことがたくさんあるかと思いますが、私も決めたほうの人間といいますか、BRTはもう私がまちなか再生本部の座長になる前に、もう方針がほぼ決まっています、基本的にはそれに関して議論はしなかったというのが実態です。あまり議論するとLRTにしろだとか、いろいろな意見が出てきますから、一応、前の委員会で方針が出されていたので、それに則ってやるということで、まちなか再生本部会議では、そのものについては、あまり議論はいたしませんでした。そのほかいかがでしょうか。

それでは、そろそろほぼ12時近くになったので終わりたいと思います。次回は、委員の任期が8月31日に終了ですので、その前には1回くらい開けるでしょうか。その辺、お伺いして。

(事務局)

今日、いろいろ大変有意義なご意見をいただいておりますので、その結論というわけにはいかないと思いますが、中間的な動きの報告をさせていただくということもございますので、ぜひ8月31日の任期を待たずに、もう一回、開催させていただいて、皆様から今日、いただいた議論の中間的な報告になると思いますけれども、取組をしていると。あるいはご意見も踏まえてお聞きさせていただければと思っていますので、ぜひ7月なり、8月に頭になるかも知れませんが、一回、開催をさせていただきたいと思っています。

(大熊会長)

ありがとうございます。ということで、もう一回、皆さんには責任を果たしていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日は、これで議事進行は終わりたいと思います。最後、事務局へバトンタッチいたします。

(近松住環境整備課長)

本日は、忙しいところ、本当に集まっていたきまして、ありがとうございました。今日の議論、私どもが予定していた内容を超える部分もありましたけれども、非常にいいご

意見をいただいたなと思っております。一番最後に、取組の今後の方針というようなところにも書かせていただいておりますけれども、いろいろと見直していく部分があるのだろうと思っておりました。それに皆さんからも今日、景観形成基準とか、景観法の届け出の具合とか、もう少しきめ細やかな部分も作っていったいいのではないかというようなご意見もいただいておりますので、そういうものを参考にして進めていきたいということと、西村先生の強いご意向、そういうものを形にできるようにがんばっていきたいと思っております。次回、開催までに、ある程度の方向性を示せるようにがんばらせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、事務的な連絡です。景観は私ども建築部で所管をさせていただいてきましたけれども、てこ入れをする、よりまちづくりを推進するということで、今度は都市計画課の中にまちづくり推進室という室を作りまして、そこに景観についても一緒に所管していただくということで、都市政策部というところに4月から移ってまいりますので、建築部が所管するのは、今日で最後ということになりますので、よろしく願いしたいと思います。

本日は、有意義な議論、ありがとうございます。これで、今回の審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(鈴木住環境政策課長補佐)

ありがとうございました。以上で閉会とさせていただきますが、お帰りの際は、忘れ物のないよう、十分お気をつけいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。